

# 農業だより

新庄市農林課  
☎0233-29-5835  
Fax.0233-22-0989

## 高温注意喚起情報

### <出穂期、穂揃期の状況>

作柄診断圃における出穂期は、平年並～2日早くなりました(表1)。

総粒数は、「雪若丸」以外では、平年並～少ない状況であり、収量確保のため、出穂後30日まで適切な水管理を行い、最後まで登熟させることが重要です。

表1 作柄診断圃における本年の出穂期と穂揃期生育

品種 地域	年次	出穂期 (月日)	止葉葉数 (枚)	穂数 (本/m <sup>2</sup> )	一穂粒数 (粒/本)	総粒数 (百粒/m <sup>2</sup> )	葉色 (SPAD)
はえぬき 新庄市泉田	本年	8/4	12.5	452	63.9	289	36.9
	特A指標	8/6	-	450	64.0	290	-
	指標比	-2	-	100	100	<b>100</b>	-
つや姫 舟形町富田	本年	8/9	12.9	457	61.2	280	31.0
	平年	8/10	12.8	474	67.0	317	31.3
	平年比	-1	+0.1	96	91	<b>88</b>	-0.3
雪若丸 新庄市泉田	本年	8/7	12.7	587	61.6	362	34.6
	平年	8/7	12.5	577	55.1	317	34.9
	平年比	±0	+0.2	102	112	<b>114</b>	-0.3
あきたこまち 最上町向町	本年	8/1	12.8	486	66.4	323	35.8
	平年	8/2	12.6	497	70.4	350	37.9
	平年比	-1	+0.2	98	94	<b>92</b>	-2.1

### <高温登熟による品質低下注意！>

白未熟粒は出穂後20日間の平均気温が26～27℃を超えると発生が著しくなり、胴割粒は出穂後10日間の最高気温が高いほど発生しやすくなります。今年はお出穂期が早く、その後も高温で推移したことにより、白未熟粒・胴割粒の発生が懸念されます。

高温登熟障害を抑えるためには、飽水管理等により登熟後半まで土壌が湿った状態を維持し、根の活力を高めることが大切です。今一度圃場の入水状況の確認を行きましょう。

表2 出穂後の気温

出穂期	出穂後20日間 平均気温	出穂後10日間 最高気温
7/25	27.9	34.0
7/30	28.3	34.5
8/5	28.9	33.9
8/10	28.0	33.7
8/15	26.6	35.7

※新庄アメダスデータを使用  
(～8/24:本年実況値、8/25～:平年値)

### <今後の気象>

気象庁の2週間予報によると、今後も気温は高く推移する見込みとなっています。



### <当面の対策>

出穂期は平年より2日程度早まり、出穂後も異常高温で推移しています。

- ◆登熟期の水稻は、まだ水を必要としています。品質低下を抑える水管理を徹底しましょう。
- ◆刈取適期は平年に比べてかなり早まります。秋の収穫作業に備えた準備を進めましょう。

### (1) きめ細かな水管理の徹底

#### ○根の活力を維持!

白乾亀裂が入っている圃場も出てきました。まだまだ水が必要な時期です。もう一度水田全体を見回り、可能な限り、間断かん水または飽水管理で、土壌が湿った状態を維持しましょう。白未熟粒や胴割粒の発生を抑えるには、きめ細かな水管理で根の活力を維持することが大切です。

#### ○早期落水は厳禁!

落水時期の目安は、普通田で出穂30日後、排水不良田で25日後、保水性の劣る砂質系の水田では35日後頃で、「はえぬき」では9月3日頃、「つや姫」は9月8日頃が目安となります。高温少雨で経過しており、**早期落水は厳禁です!**

### (2) 斑点米カメムシ類対策

今週のすくい取り調査の結果、水田内で斑点米カメムシ類が確認される圃場がありました。例年斑点米カメムシ類の被害が発生する圃場では、**基本防除2回目の7～10日後に補完防除**を行います。なお、農薬の収穫前使用日数を厳守し、使用回数を超えないように薬剤を選択しましょう。

### (3) 収穫、乾燥調製の準備

刈取適期が早まります。コンバイン、乾燥機や籾摺り機等の整備点検など、**収穫の準備を早目に行いましょう。**

**※高温等により農作物に被害が確認された場合は、新庄市農林課**

**(TEL: 0233-29-5836) までご報告ください。**

# 経営開始支援助成金

山形県では、県外からの移住者（Uターン含む）で、農業に関わる多様な担い手が安定して営農を開始できるよう、就農資金を支援します！

## < 補助対象者 >

本県への移住者（Uターン含む）で新たに農業経営を開始するもの

## < 対象者要件 >

下記の要件をすべて満たす方

- ①令和4年4月1日以降に県外から山形県へ移住し、令和5年4月1日以降に営農を開始した方  
（農業経営体の専従者となったものを含む）
- ②国庫事業（新規就農者育成総合対策）等の対象とならない方  
（農業法人等を含む）
- ③原則、満18以上満65歳未満の方
- ④認定新規就農者ではない方

## < 交付対象経費 >

営農開始時に必要な経費（農地確保や資材等の購入に要する経費）

## < 補助率等 >

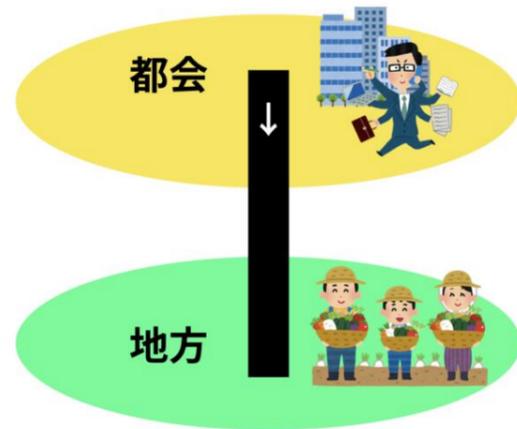
定額75万円（1年間）

## < 応募締切 >

令和5年9月20日（火）

## < お問い合わせ >

新庄市農林課農政企画室  
TEL：0233-29-5835



# 農地の転用・売買・賃借等の申請締切日について

農業だより444号（令和5年5月31日発行）にてお知らせのとおり、農地台帳管理システムの変更に伴い、これまで総会当月の10日として運用してきました申請締切日につきまして、総会開催月の前月末日に変更し、あわせて、受付期間を設けさせて頂くことといたしました。実施時期につきましては、11月申請分からといたしますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、各種申請に係るご相談は随時お受していますので農業委員会までお問い合わせ願います。

## 【変更月】

11月申請分から

## 【許可申請受付期間】

農地法第3、4、5条の規定による許可申請：毎月20日から月末日  
※その他の申請についても、原則当月末日までに農業委員会において受付したものを翌月の総会で審議します。

農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買や賃借をする場合の、農用地利用集積計画（農地中間管理事業を除く）に関する手続きについては、下記のとおりとします。

（具体的なスケジュール）申請は随時受付

内容	1回目	2回目	3回目	4回目
申請締切日	7月末	9月末	11月末	1月末
農業委員会による利用調整	8月	10月	12月	2月
集積計画書の作成	9月	11月	1月	3月
総会の開催	10月	12月	2月	4月
公告日 （権利移転日は対価の支払い期限日を基本）	10月末	12月末	2月末	4月末